

第4回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1. 日時：令和2年4月13日（月）15:40～16:09
2. 場所：合同庁舎8号館1階講堂
3. 出席者：
（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、大橋弘、佐久間総一郎

○司会 よろしいでしょうか。それでは、時間になりましたので、第4回「規制改革推進会議」後の小林議長、高橋議長代理、佐久間座長、大橋座長による記者会見を開催したいと思います。

まず、冒頭、小林議長のほうから御発言をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○小林議長 どうも御苦労さまです。

第4回の規制改革推進会議が、今、ちょうど終わりました。本日は、まず、書面による議決手続をした意見書の2つにつきまして、事後的な報告をして、議論を行ったところでございます。

1つ目は、御案内のような4月2日、3日のタスクフォースで議論を重ねた新型コロナウイルス感染症患者の増加に際してのオンライン技術の活用、これに関する意見書であります。新型コロナウイルス感染症への緊急の対策として、オンライン診療や遠隔教育に関する措置について提案をしたものでございまして、これは、政府の経済対策に盛り込まれたものでございます。

2つ目は、先週9日、書面議決をした水産改革に関する提言。これは、改正漁業法の透明性、実効性の高い制度運用を目指した提言でございまして。

次に、インフラメンテナンスにおける新技術、データの利活用に向けた意見、これにつきまして、取りまとめを行ったところでございます。

これは、道路、橋などの各種インフラの点検におきまして、従来は目視や打音検査などで、人による検査を中心とされていたのに対しまして、ドローンや画像認識等の新技術の進展を踏まえ、その活用を推進するための提案であります。

3番目の議題は、デジタル時代の規制の在り方につきましてでございますが、前回の2月12日の本会議、第3回目の本会議に引き続きまして、本日は、現行の規制・制度をデジタル時代に向けて、どのような切り口で見直していくべきか、具体的な事例を基にディスカッションを行いました。

今回、オンライン診療、遠隔教育について、コロナ対応で緊急的な対応措置を提言したわけでございますが、このような技術は、欧米では、もっと早くから導入をされておしま

す。

日本でも、これがもっと早くから導入されていれば、慌てる必要はなかったということも言えるかと思えますし、日本のデジタル化への対応は、間違いなく遅れているわけで、これを早急に進めなければならぬと考えておるところでございます。

それでは、まず、水産改革の意見書につきまして佐久間座長から、インフラの意見書につきまして大橋座長から、デジタル時代の規制の在り方に関する本日の議論については、高橋議長代理から御説明をさせていただきます。

それでは、まず、佐久間座長、よろしく申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、農林水産ワーキング・グループの座長を務めております、佐久間から水産改革に関する提言につきまして、説明いたします。

資料1－8をごらんください。

先週4月9日に書面決議で決定いたしました、水産改革に関する提言でございます。

まず、経緯です。

平成29年、前会議体で水産ワーキング・グループを立ち上げ、水産改革を議論いたしました。

その結果も受け、平成30年12月に水産業の成長産業化へ向けた、約70年ぶりの漁業法の抜本改正が行われました。

改正漁業法は、本年、令和2年中に施行予定であります。

その柱は、

- 1、新たな支援管理システムの構築。
- 2、生産性の向上に資する許可漁業制度の確立。
- 3、漁業権付与の法定順位の廃止をはじめとしました、漁業権、漁業制度の改革。
- 4、新たに知事許可漁業や、漁業権漁業に報告義務が課されたデータを活用した資源管理の充実の4本となっております。

しかしながら、この30年間に、世界の漁業生産は倍になり、一方、日本の漁業生産は、2分の1になったといったような背景を踏まえれば、この法改正というのは、水産改革のスタートにすぎません。

漁業に関する許認可等の制度運用、これは、都道府県により担われる制度部分も多く、法改正の精神の趣旨が、現場の隅々まで徹底されるよう、具体的かつ綿密な制度運用の姿が示される必要があります。

法改正の趣旨が骨抜きとならないように、今回の提言では、国のガイドライン、ロードマップ等、様々な通達レベルの規定の内容にまで踏み込んで提案を行っております。

詳細は割愛しますが、ポイントは、以下のとおりです。

まず、1ページ目の1の資源管理、これについては、昨年の実施計画で策定することとなりました、資源回復に向けたロードマップに、国の具体的な対策を盛り込むこと、また、

詳細なスケジュールを明らかにする。

そして、2 ページ目の 2 の許可漁業については、漁業者の生産性の判断基準を漁業種類、魚種ごとに明確化すべきこと。

そして、3 ページ目の 3 の漁業権制度については、水産庁で検討中の海面利用制度に関するガイドラインに盛り込むべき事項として、その別紙にありますとおり、漁業の適切かつ有効な活用の判断に当たっての基準を明確化すべく、都道府県の担当者が使用するための詳細なチェックシートの策定を、具体的な項目の提案と併せて提起いたしました。

4 ページ目の 4、漁業報告、これについては、新たに設けられました漁業報告も含め、フォーマットの統一化を行い、報告データを一元管理できるシステムの構築を求めています。

本提言の内容については、海面利用ガイドラインをはじめ、水産庁から策定します各種の規定に盛り込んでいただくよう、農林水産ワーキング・グループとしてもしっかりフォローしていきたいと考えております。

水産改革に関する提言についての、私からの説明は、以上です。

○小林議長 それでは、大橋座長、お願いします。

○大橋座長 成長戦略ワーキングの座長を務めております、大橋です。

インフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用に向けた意見を取りまとめておりますので、簡単に御説明をいたします。

現在、インフラの老朽化が深刻な課題になっている一方で、人員や資金などの不足によって、点検や修繕が追いつかない状況にあります。

こうした中、ドローンや走行型計量車両などの新技術やデータを活用することによって、メンテナンスの省力化やコストの削減、あるいは点検の精度の向上が期待されているところでもあります。

しかし、まだ、新技術を推進する環境が十分に整っているとは言えません。そこで、インフラメンテナンスのデジタル技術やデータの活用が、より一層進むよう、このたび、当会議で意見を取りまとめることといたしました。

新技術やデータを利活用したインフラメンテナンスは、健全なインフラ整備につながるとともに、今後、市場規模が拡大する産業分野としても期待できますし、日本の経済成長にも資するものと考えております。

意見書の構造ですけれども、まず、1 ポツとして、インフラ維持管理全体について、2 ポツ目は、維持管理で代表的な役割を果たすドローンについての提言となっております。

まず、1 ポツ、タイトルは「各インフラ施設の維持管理における新技術・データ利用促進のための環境整備」です。

ここでは、現状の課題としてインフラの点検は、点検要領などにおいて目視など、人による点検が基本とされているものが多く、新技術による代替が可能か、明確でない点、そして、代替技術が生み出すべき性能についても、明確な技術や判断の考え方が示されてい

ない点、さらには、必要なデータ整備が十分ではない点を挙げています。

こうした現状の課題に対応すべく実施すべき事項として、別添のインフラを所管する省庁に対して、この意見書の3ページ目から4ページ目にあります、①から⑦について、実施を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表することを求めました。

詳細は、記載の内容を御覧いただければと思いますけれども、主な内容として、以下の5つをとりあえず、申し述べたいと思います。

まず、1つとして、新技術による代替が可能であることを明文化すること。

2つ目として、活用判断の基準や考え方を明確化すること。

3つ目に、周知のためのカタログなどを整備すること。

4つ目に、データベースを構築すること。

最後に、5つ目の点として、周知や意見交換を徹底することなどをすべきとしております。

次に2つ目の点として「インフラメンテナンスにおけるドローン利活用に向けた環境整備」の項目を設けています。

まず(1)として、申請手続きがございます。

現在において、安全措置を講じた場合でも、人口密集地区で飛行するなどの場合には、国土交通大臣の許可、承認が必要であることがあります。

また、航空法の手続には、オンラインでもおおむね10日程度かかること、そして、実際の条例などにより、公園や港湾などの管理者へ申請が必要な場合があり、規制の把握自体に時間や手間がかかることが課題となっています。

また(2)の電波の利用に関する課題としては、まず、1点目として携帯電話をドローンに搭載し、損傷画像を全国から電送するニーズが高まっている一方で、利用手続には2か月程度を要すること。

2つ目として、今後のドローンの利用拡大を見据えた電波行政が必要なことを挙げております。

これらの現状の課題を踏まえて、実施すべき事項として、以下を取りまとめました。

まず(1)について、国土交通省において以下の3つをお願いしています。

1つは、安全対策などを取りまとめたマニュアルの作成。

2つ目は、係留措置を施す場合など、地上の人や航空機への影響がないことが明らかな場合の飛行類型の検討。

3つ目は、システムの性能向上であります。

これらを行うことで、手続の簡素化、短縮化ができ、そうすべきだとしております。

また、内閣官房においては、各自治体の条例について、実態を調査し、その結果を公表することとしております。

(2)については、総務省に対して、まず、第1点目として、携帯電話の上空利用について、手続を1週間以内に短縮すること。

2つ目に、5Gで利用可能な周波数を含め、今後、ドローンに利用可能な帯域の共用技術などについて検討することを求めています。

以上が、今回のインフラに関する意見書の概略でございます。

○小林議長 ありがとうございます。

それでは、高橋議長代理、お願いします。

○高橋議長代理 資料3を御覧いただきたいと思いますけれども、私からは、デジタル時代の規制の在り方について、今回の議論について御紹介申し上げます。

先ほど、議長から御説明がありましたように、本日は、現行の規制・制度をデジタル時代に向けて、どのような切り口で見直していくべきか、具体的事例を基にディスカッションを行いました。

デジタル時代に向けて、現行の規制、制度の大幅な見直しが必要になるという問題意識のもとで、規制・制度をどういう切り口で見直すが必要になるだろうかということを議論しました。

資料では、見直しの切り口を示すとともに、切り口のイメージを明確にするため、具体的事例をそれぞれの切り口について幾つかお示ししております。

資料の中身を少し説明させていただきますと、見直しの切り口として、1. では「特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制の見直し」として、目視や打音による検査、人による行為を新技術での代替が可能となるよう見直すこと。

一律の消費者保護をデータ分析等によって、精緻化、合理化するよう見直すこと。性能基準への移行などを挙げております。

2. では、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し、特定の場所での影響の義務づけの見直しを挙げております。

3. では、業規制の見直しとして、縦割り規制の見直し、事業者を前提とする規制の見直し、資格者の必置義務等の見直しを取り上げております。

4. では、物のソフトウェア化、IoTの進展、コード、アーキテクチャーの重要性の高まり、プラットフォーム型ビジネスの増加などによって、情報の非対称化や規制対象把握の困難化が進むことを前提に、より柔軟な規制体系へ見直すことを挙げております。

5. では、データの利活用についての論点を示すとともに、6. では、緊急時における規制の在り方についても見直しの項目として挙げております。

ここで示した規制・制度の見直しの切り口の具体的事例をもとに、ほかにも、見直しの切り口があるのか、切り口をもう少し変えたほうがよいのかといった問題意識から、ディスカッションを行いました。

資料を離れて、本日の具体的なディスカッションの中身ですけれども、今回、緊急時における対応というところで、タスクフォースを作って議論したこともありまして、資料の最後の6. 緊急時の対応における規制、こここのところに議論が、かなり多く出ましたので、まずは、そこから少し議論の中身を御紹介したいと思います。

1、緊急時の処置ということにとどまらず、コロナが長期化する可能性、いわばWith Coronaですね。あるいは終息した場合、After Coronaと言うべきでしょうか、こういうことも含めて、現行のデジタル化が遅れている日本の体制の問題点、これを棚卸ししていく必要がある。

次に、平時に取り組んでおけばよかった、必要であったという事例を整理して、After Coronaの動きにつなげていく必要があるのではないかと。

次に、今回の新型コロナのこともあり、デジタル対応の重要性が改めて認識された。個別の政策を進めていく上で、しっかりとした理念を打ち出すことが重要。

規制の費用対効果を考えることが重要、そうした視点があれば、緊急事態にどのような規制を見直していくかを考えるに当たって国民に分かりやすく説明できるというような議論がありました。

そして、緊急時の対応ということで、具体的に挙げた事例を幾つか申し上げますと、1つは、株主総会が迫ってくるわけですが、ウェブ開示資料の拡大、これを進めるべきではないか。あるいはオンライン診療やオンライン教育に比べると、テレワークは、一見順調に進んでいるように見えますけれども、でも、判子などがネックになっていると、議長も再三おっしゃっていますけれども、そういう意味で、オフィスのデジタルトランスフォーメーション、あるいはBCP対応、こういったものもより進めていく必要がある。

ただし、会社のオンライン化ということについては、経営者も非常に不安を持っているということで、何らかのガイドラインが必要なのではないかとというような議論も出ました。

あるいは、医療・介護で、今回オンライン診療、服薬指導が出ましたけれども、海外に向けて遅れているのはオンラインだけではないと、様々な分野で、医療・介護はデジタル化が遅れているので、そこを進めていく必要があるのではないかとといったような論点、あるいは、今回、政府は、個人に対して30万円の支給ということを考えているわけですがけれども、例えば、これをもっと政府内のデータを使って、円滑に行えないだろうか。そういう意味で言うと、マイナンバーが活用できたらよかったのにと議論もありました。

以上が、緊急時対応における議論の中身ですが、それ以外に、デジタル規制の在り方ということで、6. 以外の点で出た点を幾つか申し上げますと、1つは、デジタル規制によって検査を代替するだけでなく、検査そのものをデジタル技術によるプロセスの作り込みによってなくしていくという切り口も必要ではないかと。

次に、データの活用に関しては、スマートシティやスーパーシティの視点も必要である。データのプラットフォームを作り、これをどう活用していくかという観点があるのではないかと。

それから、業規制の中で、例えば、バスドライバーの不足への対応、こんなことも課題であろうといったようなこと。

あるいは、規制の緩和がビジネスの拡大につながる、あるいは輸出産業化につながるという点も例示できると、規制緩和も受け入れやすくなるのではないかとといったような議論

論がありました。

今後は、本日の議論も踏まえ、前回の会議でお示した論点、参考資料でお届けしていますが、これに肉づけしている作業を進め、デジタル時代の規制の在り方について総論的な整理を進め、規制改革推進会議としての考え方としてまとめていきたいと思っています。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、説明は、以上ということでありまして、これから、皆さんの質問を受けたいと思います。

質問のある方は、手を挙げていただいて、マイクを届けますので、マイクが届きましたら、所属とお名前を名乗っていただいて、質問をしていただければと思います。お願いします。

○記者 小林議長にお伺いしたいのですけれども、オンライン診療の活用についてお伺いしたいのですけれども、今回、コロナウイルスの関連で、時限的ではありますが、初診からの診療、対象を増やすというような推進ができましたが、コロナ以降も含めて、今後、どのような活用が日本に必要なようになってくるかというところを、改めて教えてください。

○小林議長 確かに、コロナのフェーズを3つに分けるなら、現在はまだ、4か月ぐらい続くであろうCorona Shockのフェーズです。その後、一定程度飽和し、感染者が安定的に下がってきて、2次、3次の若干の危険性もあるかもしれないけれども、ショックを乗り越えたWith Coronaというフェーズになる。先ほど高橋さんが言われたように、やはり減衰はするのだけれども、しつこく完全に払しょくできないこのフェーズも、うっかりすると1年から2年は続くかもしれない。

最後はAfter Coronaというフェーズになりますが、ウイルスに対する抗体を人間が獲得するか、あるいは薬やワクチンで対処できるかということにかかってくるかとは思いますが。ウイルスというものは、自己変革して、RNA自体を変革してきます。人類は、ペスト以来このことを経験してきたのですが、ちょっと忘れ過ぎてしまっていただけの話だと思います。

対面を主として、結果としてオンライン的なもの、せつかく人類が見つけたネット社会というか、ネット空間というか、バーチャルな世界があるにもかかわらず、日本人はどうもものづくりに固執し過ぎた。あるいはそこで成功体験があり過ぎて、結果として相対的に、明らかに遅れてしまった。

ただし、今回、医療崩壊も含めて、ドクターそのものが患者さんと面会するというか、フェイス・トゥー・フェイス自体が危険だという状況になって初めて、ものすごく明確に重要性が分かったのではないかと思うのです。情報伝達のやり方自体が、やはりオンライン化していかないと危険ではないかということです。確かに、今はまだ1,000と少しの医療機関しかオンラインのファシリティーは持っていないわけですがけれども、ここをトリガーにして、必ずしも、対面というのが主で、オンラインが従ではないという認識が広がるのではないかと。

医療の世界というのは、とにかく患者さんの安全というのを考えるため、事業のリスクのかけ方と違って、比較的コンサーバティブな傾向はあるかと思います。しかしながら、これでひとつ新しい事象を発見すれば、やはりドクターも相当動き出すのではないのでしょうか。日本の文化、風土の中でも動き出すのではないかと期待しています。リアルとバーチャルというのはやはりハイブリッド化していかないと、今の21世紀にはやはり使い勝手が悪いというか、世界的に見てやはり比較劣位になってしまうというのは、皆さん共通の認識でしょう。そうするとCorona Shockは、非常に不幸な事態とはいえ、こういう形で緊急的にファシリティーのないところは電話なり、あるいはさらにオンラインという形で加速させていけば、収束後のWith Coronaというか、まだまだ完全にはウイルスとは断ち切れない中であっても、そういったものは少しずつ拡張してくると思うのです。

それをやりつつ、例えば中国でも平安保険のグッドドクターのような、完全にネットで診療するというやり方があつという間に広まっているので、日本でも5年か10年して、After Coronaの状況になれば、むしろそこがビジネスサイドからすればひとつのビジネスチャンスですし、いわゆるメディカルドクターにとっても、非常に情報量を活用して、当然横のDoctor to Doctorの医療もあるでしょうし、Doctor to Patient、あるいはDoctor to Doctor with Patientもあるでしょうし、いろいろな形でネットワークがより広まっていきます。情報伝達がより多くなって、非常にいい効果が出てくるのではないかと期待していますけれども。

○司会 よろしいでしょうか。

ほかに、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、第4回規制改革推進会議後の記者会見を、ここで終了したいと思います。

皆さん、お疲れさまでした。